

「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」への意見

公益社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子

1. 行政機関等が保有するパーソナルデータと民間が保有するパーソナルデータの違い
2. 行政機関等個人情報保護法で示す利用目的の特定等、利用及び提供の制限、本人関与の仕組み規定は行政機関等への信頼
3. 個人情報保護法制定後の、いわゆる過剰反応。過剰反応と消費者のパーソナルデータの悪用などへの懸念
4. 国民にとって行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用を推進することのメリット、デメリットが現時点では不明確
5. 行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用を推進することに反対

2014年8月28日